

注) 週休2日交替制適用工事は令和6年9月1日以降に公告される工事で試行を行う。
試行対象工事適用の有無は、「入札公告、入札説明書」による。

別紙

令和6年9月1日

週休2日交替制適用工事について（入札説明書添付資料）

1 用語の定義

次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

1) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が4週8休以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 通期の週休2日とは、対象期間において、休日率が、4週8休以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とする。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

(3) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のことをいう。

(4) 4週8休

1) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

2) 通期の4週8休とは、対象期間内の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

3) 降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含める。

2 発注方式

対象期間内の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組むことを、発注者が指定する方式

3 「週休2日交替制」の積算方法等

(1) 技術者及び技能労働者の休日率の状況

- ・月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

- ・通期の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

(2) 補正方法

当初予定価から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、市場単価方式および土木工事標準単価における週休2日の補正については、「週休2日交替制工事実施要領」によるものとする。休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものは、補正係数を乗じない。

(3) 補正係数

1) 月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）

（土木工事）

- ・労務費 1.04
- ・現場管理費率 1.03

2) 通期の週休2日適用工事（4週8休以上）

（土木工事）

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.01

4 技能者及び技能労働者の休日の確認方法等

(1) 受注者は、毎月1回程度の頻度で工事打合せ簿により技能者および技能労働者の休日取得率を、監督職員に提出する。

(2) 監督職員は、毎月1回程度を目安に技能者および技能労働者の休日取得率の確認を行う。

(3) その他留意事項

①契約後速やかに「週休2日交替制適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認する。

②課題がある場合、受注者は解決に向けた検討を行い、工事打合せ簿により監督員と協議を行う。

③受注者は、監督職員と協議のうえ「週休2日交替制」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

④監督職員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、技術者及び技能労働者の休日中に資料作成を含めた作業が発生するような指示等を行わないものとする。

⑤詳細は、特記仕様書、「週休2日交替制工事実施要領書」による。

5 成績評定

(1) 対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする。